

○ 年金等の支払事務の電算機による処理について

(昭和 50 年 3 月 20 日 消基発第 82 号)

一 異動報告書の早期提出について

支払期月及び支払日が限定されているため年金に関する異動報告書及び奨学援護金に関する異動報告書^①については、提出期限である支払期月の前月の 15 日（同日が日曜日又は祝日に当るときは、その翌日）までに基金に必着するよう提出されたいこと。

二 奨学援護金決定通知書の新設について

年金等の支払事務を電算機で処理することとしたのに伴い、新たに奨学援護金決定通知書を設けることとしたこと。

なお、年金決定通知書様式及び奨学援護金決定通知書様式は、同一用紙に印刷することを予定しているものであること。

(別紙)

電算機による年金等の事務処理要項

1 電算機処理の対象

(1) 電算機処理の対象は、基準政令第 6 条の規定による障害補償年金、同令第 8 条の規定による遺族補償年金及び福祉施設の実施に関する規程第 9 条の規定による奨学援護金^②とする。

(2) 電算機により処理する年金及び奨学援護金の算定及び支払事務は、初回支払分を除き、第 2 回支払分からとする。ただし、電算機による処理が不可能なもの等やむを得ないものについては、従来どおり、電算機によらず処理するものとする。

2 支払期月及び支払日

支払期月は、毎年 3 月、6 月、9 月及び 12 月^③とし、支払日は、それぞれ当該支払期月の 5 日^④とする。ただし、同日が日曜日又は祝日^⑤に当るときは、その翌日とする。

^① 本通知中「年金に関する異動報告書及び奨学援護金に関する異動報告書」は、現行では「年金に関する異動報告書、奨学援護金に関する異動報告書及び就労保育援護金に関する異動報告書」である。

^② 本通知中「基準政令第 6 条の規定による障害補償年金、同令第 8 条の規定による遺族補償年金及び福祉施設の実施に関する規程第 9 条の規定による奨学援護金」は、現行では「基準政令第 5 条の 2 の規定による傷病補償年金、同令第 6 条の規定による障害補償年金、同令第 8 条の規定による遺族補償年金、福祉事業の実施に関する規程第 10 条の規定による奨学援護金及び同規程第 11 条の規定による就労保育援護金」である。

^③ 本通知中「3 月、6 月、9 月及び 12 月」は、現行では「2 月、4 月、6 月、8 月、10 月及び 12 月」である。

^④ 本通知中「当該支払期月の 5 日」は、現行では「当該支払期月の 1 日」である。

^⑤ 本通知中「日曜日又は祝日」は、現行では「基金又は銀行の休日」である。

3 異動報告書提出の期限

年金に関する異動報告書及び奨学援護金に関する異動報告書の提出期限は、支払期月の前月の15日とする。ただし、同日が日曜日又は祝日に当るときは、その翌日とする。

4 電算機処理の開始年月

この要項による電算機の処理は、昭和50年4月分の年金及び奨学援護金から実施するものとする。